

第3期スポーツ基本計画の 基本的な考え方の方向性 (案)

「スポーツの価値」の再確認

第3期スポーツ基本計画の検討を開始するにあたり、その前提となる「スポーツの価値」を改めて確認する。

これまでの審議会での御指摘

『人生100年時代にスポーツはどう貢献すべきか。健康や介護予防だけでなく、**スポーツの楽しみ方、意義**を考えていく必要がある。』

『長期的な方向性としては、スポーツが上手になるとか、強くするということに一義的な価値を置くのではなく、とにかく**スポーツを好き**になってもらうということを掲げるべきではないか。』

令和3年6月11日 スポーツ審議会総会（第27回）・スポーツ基本計画部会（第5回）合同会議
配布資料3「これまでのスポーツ審議会・スポーツ基本計画部会における各委員の指摘事項」より抜粋

（参考）スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）

『スポーツは体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものである。このような**スポーツをすることに伴う「楽しさ」や「喜び」こそがスポーツの有する価値の中核である**が、同時に、スポーツは、健康の増進、これを見る者に対する感動や共感の喚起、地域社会の活性化等の多面的な価値を有する。』

「スポーツの価値」の内容

「スポーツ」が持つ価値には、

- ①「**スポーツ自体が有する価値**」 ②「**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**」

の2つの観点があると考えられる。

①「**スポーツ自体が有する価値**」

- ◆「スポーツ」を、**心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心等の精神の涵養等の目的・意図を持って、自発的に取り組む身体活動**と捉え、人々がこうした活動を楽しみながら、親しみながら取り組むこと自体に価値がある

②「**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**」

- ◆「スポーツ」は、スポーツ基本法前文も踏まえ、「**地域社会の再生**」「**健康で活力に満ちた長寿社会の実現**」「**国民経済の発展**」「**国際相互理解の促進**」等の社会活性化・課題解決に寄与することに価値がある

「スポーツの価値」が問われた2つの出来事

1. 新型コロナウイルス感染症

感染拡大の影響により、
「不要不急」として、日々の生活から
「スポーツ」が失われた／制限されたことで、
国民・社会に生じた影響

- ⇒ (個人) 心身の健康保持への悪影響
閉塞感のまん延
日頃の成果発表の機会の喪失 など
- ⇒ (社会) 地域交流の不足
企業収益の低下 など

2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

1年延期したうえ、コロナ禍のなかで開催された
東京大会が、「する」「みる」「ささえる」
といった様々な立場で参画した人々、あるいは
開催地の我が国、そして世界にもたらした影響

- ⇒ スポーツの「人々の心を動かす力」「楽しさ」の
再確認
大会運営で蓄積された知見、データ
共生社会の意識、
国際交流・理解の増進 など

失われた／制限されたことで見えてきた要素、また、コロナ禍のなか活動を実施することで「**スポーツの価値**」を再確認

「スポーツの価値」を人々・社会に広げるため、何に取り組むべきかを「不易と流行」を意識し、第3期計画として、基本的な方向性・具体的な施策を打ち出す必要がある

- 例) スポーツの価値を幼少期から体感できる指導体制づくり
- スポーツの価値を享受できる環境づくり
- スポーツの価値を提供する担い手の育成 等

「スポーツ自体が有する価値」を考える上での論点例（案）

◆東京オリンピック・パラリンピック競技大会で改めて明らかになったもの

- ・データ解析などに基づくエビデンスをベースにした練習方法等の更なる開発・実践等の取組を進めた柔道の例など、高い成績を収めた日本の競技力
- ・新競技として加わった「アーバンスポーツ」の「挑戦する姿勢を讃え合う様子」や「競技を楽しむ姿」等への共感・盛り上がり
- ・男女混合での競技の実施や、多様な障害を持った選手たちが同じ競技・種目で競い合うにあたって、それを可能とするようルールを策定したり、見直したりすること、また、個人・チームが自身に一番合ったプレイスタイルを自ら考えて取り入れる姿

◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けて明らかになったもの

- ・従前通りスポーツが実施できなくなった状況のなかで、自身の健康や「楽しさ」等のために、環境・状況等の変化に応じて新たな手法・工夫を取り入れた運動・スポーツの実施
- ・大会・イベント等の無観客・観客人数制限等により、現地・対面でスポーツを楽しむ機会が制限されてしまったなかで、オンライン、A I、V A R等の技術等を活用して生み出された新たなスポーツの「楽しみ方」



スポーツの「する」「みる」「ささえる」を真に実現するためには、社会情勢や環境等の変化も柔軟に踏まえながら、既存の手法や考え方のみにとらわれることなく、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等にあったスポーツの参画・実施方法を考え、創造し、見だし、取り入れていく発想・視点も重要ではないか。

「スポーツ」という言葉が示す内容の整理（案）

今後の「スポーツの価値」を展開する施策を検討するにあたり、「スポーツの価値」を明確化する際の前提として、「スポーツ」という言葉が示す内容について、どのように捉えるのか、という考え方も、あわせて整理する必要があると考える。

例えば、「歩く」という身体運動では、・・・

“わざわざ”最寄り駅の数駅前で
下車して健康のために歩く



生活上の必要性を超えて実施される
身体活動であり、
「スポーツ」にあたるのではないか。

ルールや競技性をもたせた
「競歩」という競技で歩く



通勤・通学などの日々の生活を
過ごすために
他に交通手段がないので歩く



生活に必要な「身体活動」であり、
「スポーツ」ではないのではないか。

※【参考1】スポーツ基本法前文

「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、（略）」

※【参考2】「スポーツ」の語源

「スポーツ」は、ラテン語「deportare」（義務から離れる、気晴らし）を語源とする。

日々の生活を送るうえで結果的に必要となる「身体活動」を実施するのみでは「スポーツ」とは整理されないのでは？

『あらゆる「身体活動」』

①

「スポーツ」

②

例) ウォーキング、ジョギング、筋トレ、ヨガなど

競技性、ルール等を有する「スポーツ」

③

例) 競技大会、プロスポーツの競技・種目など

生活維持上
結果的に伴うものか(①)
それ自体に意味・理由を
有するものか否か(②③)

競技性やルール等を
有するか(③)、否か(②)

スポーツ基本法の
対象は②③

前頁の例でいうと、・・・

“わざわざ”最寄り駅の数駅前で
下車して健康のために歩く

②

ルールや競技性をもたせた
「競歩」という競技で歩く

③

通勤・通学などの日々の生活を
過ごすために
他に交通手段がないので歩く

①